

令和 7 年 3 月 26 日

多治見市長 高木 貴行 様

多治見市是正請求審査会
会長 北見 宏介

答 申

令和 6 年 12 月 26 日付け多総第 1126 号により諮問のあった件について、下記のとおりに答申します。

記

審査会の結論

本件是正請求を認容すべきものとする。

第 1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 是正請求人が令和 5 年度に行った是正請求（令和 5 年 7 月 19 日付け「ごみ集積場設置に係る補助金に関する是正請求」及び令和 5 年 8 月 22 日付け「たじみ市民討議会に係る参加者選出のあり方に関する是正請求」をいう。）の決定書及び答申書の写しが送付された際、多治見市是正請求審査会（以下「審査会」という。）の議事録の同封がなかった。
- (2) 是正請求人は、是正請求の担当課である総務課へ連絡し、議事録の送付を依頼したところ、議事録の請求は、公文書公開請求（多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号）の規定による公文書公開請求をいう。以下同じ。）により取得するよう求められた。
- (3) 是正請求人が、令和 6 年 6 月 14 日に開催された北栄地域での地区懇談会で、議事録の入手について書面により事前質問をしたところ、審査会に限らず議事録は公文書に該当するため、公文書公開請求により請求するよう回答を受けた。
- (4) 後日北栄地域に回覧された「令和 6 年度 北栄地域地区懇談会（要旨）」（以下「回覧文書」という。）の内容を確認したところ、地区懇談会の事務を行う秘書広報課が是正請求人の質問要旨として回覧文書に記載した内容は、是正請求人の質問の本旨と異なっていた。
- (5) 是正請求人は、秘書広報課に記載内容の訂正を求めたところ拒否されたため、当該記載内容の訂正を求めるため是正請求に至った。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 是正請求人の主張〔令和6年9月10日付け 是正請求書〕

回覧文書に質問要旨として記載された内容が、是正請求人の質問の本旨と異なることを理由に訂正を求めたが、訂正を拒否されたため、回覧文書の記載内容の訂正を求める。

ア 回覧文書における市の回答の発信者は、なぜ市長ではなく、総務課と記載されているのか。

イ 事前質問の内容の全体を見れば、回覧文書に質問要旨として記載された内容が是正請求人の質問の本旨を無視していることが明らかである。

ウ 回覧文書に記載された質問要旨の訂正がされなければ、回覧文書の読者からは是正請求人の見識が疑われるため、本件は是正請求人の尊厳にかかわることである。

(2) 行為庁の主張〔令和6年10月23日付け多秘広第277号 弁明書〕

ア 市の回答の発信者に総務課と記載されていることについて

事前質問の質問者が質問内容についての所管課を把握できるよう、市の回答に担当課を明記することとしている。

イ 事前質問の内容の全体を見れば、回覧文書に質問要旨として記載された内容が是正請求人の質問の本旨を無視していることが明らかとの指摘について

是正請求人による事前質問の冒頭の記載を質問要旨として記載しているもので、質問の本旨と何ら齟齬はないものと認識している。

ウ 本件は是正請求人の尊厳にかかわることであるとの認識について
できる限り読み手にとって簡潔かつ明瞭な内容とするため、要旨を記載しているものであり、その内容によって質問者の見識が疑われるものとは認識していない。

エ 回覧文書の記載内容を訂正することができない理由について

回覧文書は、地区懇談会で交わされた質問とその回答や、意見交換の内容を地域住民にお知らせするため簡潔にまとめたものである。質疑応答や意見交換の内容について、事後に質問者の意図を反映させた内容に変更することはない。

(3) 是正請求人の反論〔令和6年11月7日付け 反論書〕

ア 事前質問の質問者が所管課を把握できるよう担当課を明記するだけで、担当課は質問の回答まで明記することはないのか。

イ 回覧文書に質問要旨として記載された内容と是正請求人の質問の内容（本旨）に大きな齟齬があると思う。

ウ 行為庁は質問者の見識が疑われる種類のものと認識していなくても、回覧文書を見た市民は、質問者は公文書公開請求の手续さえ知らない、何と幼稚な質問かと蔑視するに違いない。

エ 回覧文書に記載された内容を変更することはないとは、是正請求制度の本旨に反するものと考ええる。

(4) 口頭意見陳述における質疑応答〔令和6年11月26日実施〕

是正請求人から、回覧文書の内容は、市長が確認しているか質問があり、これに対して行為庁から、当該内容は市長が決裁手続において確認しているとの返答があった。

第2 審理員意見書の要旨

1 審理員の判断

本件是正請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における是正請求人の主張の整理

- (1) 回覧文書における市からの回答の発信者はなぜ市長ではなく、総務課と記載されているのか。また、回覧文書の内容は、市長自身が確認しているのか。
- (2) 事前質問の全体を見れば、回覧文書の質問の内容と是正請求人の質問の内容に大きな齟齬が生じており、是正請求人の質問の本旨を無視していることが明らかである。
- (3) 回覧文書に記載された内容のままであれば、幼稚な質問と捉えられ是正請求人の見識が疑われるため、本件は是正請求人の尊厳にかかわることである。

3 審理段階における検討

- (1) 市への照会文書等への回答については、その回答を受けた者が所管課を把握できるよう、担当課を明記することとしている。地区懇談会の要旨の作成においても同様の方法で処理しており、市民への分かりやすさの点からも特に問題はない。また、回覧文書は、市長決裁により内容を市長自身も確認しており、事務処理上問題はない。

是正請求人が事前質問を行ってから回覧文書の回覧に至るまでに、記載された事前質問の要旨について確認又は指摘する時間の有無について検証した結果、次の結果を得た。

ア 事前質問提出 令和6年5月13日

イ 事前質問回答（是正請求人へ手渡し） 令和6年6月14日

ウ 回覧文書起案 令和6年7月8日

この結果、少なくとも、事前質問回答から回覧文書起案までには3週間以上の日数があるため、この段階で行為庁に対し指摘することができたのではないか、是正請求人が3週間以上放置していたことに問題があると考えらる。

- (2) 是正請求人が令和6年5月13日付けで提出した事前質問の内容と回覧文書の内容を比較した結果、本件に係る記述が他の質問と比較してかけ離れたものとはなっていない。

また、行為庁は、質問の内容に齟齬が生じることのないよう事前質問を文書で受け付けた。本件の事前質問においては、標題部分と説明部分が区別しやすい構成となっており、標題部分を要旨として捉えた

ことに問題があるとは考え難く、行為庁が請求者の質問の本旨を無視しているとは言えない。

- (3) 回覧文書には、質問内容及び回答が記載され、個人を特定することはできない。回覧文書の内容は、事前質問の内容と齟齬はなく、また、行為庁が作為的に処理したものではなく是正請求人の見識が疑われることはないと判断する。

第3 諮問に係る審査庁の判断

回覧文書の作成から公表に至る行為庁の事務処理に瑕疵はなく、適正に処理されている。また、行為庁が回覧文書を作成するに当たり、作為的な処理はなく、事前質問の冒頭部分を要旨として記載したことが事前質問の本旨を無視したものであるとは言えない。

よって、回覧文書の訂正を行わないとした行為庁の対応に是正の必要性は認められず、多治見市是正請求手続条例第27条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 諮問に至るまでの経過

本件是正請求に係る諮問に至るまでの経過は、以下のとおりである。

令和6年9月10日	是正請求書提出
令和6年10月9日	審理員指名
令和6年10月23日	行為庁が弁明書を提出
令和6年11月7日	是正請求人が反論書を提出
令和6年11月20日	行為庁が資料を提出
令和6年11月26日	口頭意見陳述実施
令和6年12月13日	審理員意見書提出
令和6年12月26日	諮問

これら一連の手続について、手続上の瑕疵は認められない。

2 是正請求の要旨

審査会は、令和7年2月20日に是正請求人に対し口頭意見陳述を行い、本件是正請求の主旨は、回覧文書に事前質問の要旨として記載された内容の訂正を求めるものと認定した。

3 地区懇談会の位置づけ

- (1) 地区懇談会は、多治見市市民参加条例（平成19年条例第34号）第13条にその開催が規定される重要な市民参加制度のひとつであり、次のような流れで実施されている。
- ア 市長による市政に関する説明
 - イ 事前質問に対する市長の回答（その場で事前質問者へ市長の回答内容を文書で交付する。）

ウ 当日における参加者からの質問に対する市長又は市幹部（担当部長等）の回答

（２） 事前質問は、質問者が市へ直接質問をし、又は意見等を述べることによる市政参加の手段であるとともに、その内容は市ホームページで公表され、質問者以外の市民が市政を理解することにもつながるものであると言える。

４ 事前質問の要旨が質問の本旨と異なっているにもかかわらず訂正をしないことの不当性

- （１） 行為庁は、回覧文書に記載された内容は、是正請求人の事前質問の本旨を押さえられていると主張する。しかし、是正請求人が行為庁に提出した地区懇談会の事前質問書によれば、是正請求人は、従前の取扱いとは異なり、令和５年度の是正請求では審査会の議事録が是正請求人に送付されなかったことに疑問を抱き、その対応について事務局（総務課）に問い合わせたところ、公文書公開請求によるべき旨の回答を受けたため、なぜこのような取扱いの変更がなされたのかを問う趣旨で質問をしたのであり、回覧文書に記載されたような、公文書公開請求の一般的な説明を求めるものではなかった。このため、審査会は、事前質問の要旨として記載した内容が是正請求人の質問の本旨を捉えていないものと判断した。
- （２） 地区懇談会当日やその実施後３週間程度において、是正請求人は事前質問の要旨の訂正を求めているが、このことをもって訂正の必要がないとまでは言えない。
- （３） 市民の質問・意見と市の回答を前提とした仕組みである地区懇談会において、事前質問の要旨が質問者の本旨と異なり、かつ、質問者が訂正を求めているにもかかわらず訂正されないことは、不当である。

以上により、審査会は、行為庁が回覧文書の訂正を行うことが適当であると判断し、本件請求について認容すべきと答申する。

５ 行為庁に求める対応

４にあるとおり、回覧文書に記載された事前質問の要旨が是正請求人の質問の本旨を捉えていないことから、行為庁は、是正請求人の心情に対する配慮、市民の市政理解への影響、適正な事務負担その他の事情を検討し、適当と判断する方法により、訂正を実施されたい。

この場合における訂正後の回覧文書の取扱いは、ホームページでの公表、地域での再度の回覧又は次年度の地区懇談会における訂正等が考えられる。また、ホームページでの公表とする場合には、ホームページの画面を印刷して交付する等、是正請求人が訂正内容を確認することができるよう留意が必要である。